

J R 東 労 組 盛 岡

No. 90
2019年 4月26日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 佐々木克之
編集人 情宣部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238-2239 FAX 033-2230

「通勤手当等の見直しについて」本部が本社から提案を受ける!

通勤手当等の見直し

・新幹線(400km以下に限る)又は在来線特急を使用する通勤に、通勤手当を支給する。

※下記のいずれかの条件を満たす場合対象なる

条件①在来線普通列車による通勤時間(自宅から職場まで)が1時間30分以上で、自社新幹線使用で45分以上短縮できる場合

条件②会社が認めた在来線特急を利用する場合(現行モニターと同じ)

条件③会社が特に必要と認めた場合

・新幹線の使用が可能となる区間の例:大宮~高崎/宇都宮、東京・上野~小山、長岡~新潟、福島~仙台、水沢江刺~盛岡等

・特に認めた区間として拡大になる区間:仙台~古川、長野~飯山、東海道新幹線(東京・品川~小田原・熱海、新横浜~熱海)

・モニター制度を廃止する

・通勤定期券を購入が基本となり、通勤手当支給の上限5万円は変わらない。

※新幹線については全額支給する。

※交代制勤務者等も、回数乗車券ではなく、定期券購入を基本とする。

※激変緩和の経過措置を実施する(内容は検討中)

別居手当の見直し

・「配偶者の居住地から新勤務箇所までの距離又は所要時間か、100km以上又は2時間以上あり、かつ、配偶者の居住地から社員の居住地までの距離又は所要時間か、50km以上又は1時間以上ある場合」の支給額30,000円を40,000円に改める。

都市手当の見直し

・都市手当の級地異動に伴う特例の拡大。

※異動前都市手当支給期間が36箇月以上ある場合は、保障期間終了後、異動前の都市手当支給月数から36箇月を減じた月数分(12箇月を限度)、保障されていた級地区分の直近下位の級地区分を保障する。

例:A級地の手当を40箇月支給された人、36箇月の保障後、更に4箇月B級地の手当額を保障する

疑問や意見、より良い制度にする為に



職場の声を地本まで!